

(別紙2)

微弱無線設備の基準に適合した無線設備について

(1) 民間における微弱無線設備の基準への適合表示の取組

民間の自主的な取組として、市場で販売する無線設備の外箱パッケージ等に、発射する電波が著しく微弱な電波の範囲内であって無線局免許等が不要な微弱無線設備であることを証明するマーク (ELPマーク^(※1) 及び性能証明ラベル^(※2)) を表示する取組が行われています。



(※1) ELPマーク

全国自動車用品工業会 (JAAMA) が平成27年6月より、電波環境協議会 (EMC) が平成28年6月より開始した微弱無線設備登録制度に基づき基準を満たした製品に表示されるマーク



(※2) 性能証明ラベル

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター (TELEC) が測定を実施し、電波法令で規定している条件に適合していた場合に、免許を要しない無線局であることを証明した製品に表示されるマーク

(2) 流通・販売

自動車用品小売業協会 (APARA) 及び大手家電流通協会の会員の販売店では、無線設備を取り扱うにあたって、ELPマークの表示又は基準を満たすことが確認できた微弱無線設備及び適合表示無線設備のみを販売しています。